

Weekly Report

第265号
平成26年6月2日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

25年分所得税・贈与税の確定申告状況

◆所得税の申告状況

国税庁が公表した平成25年分の確定申告状況によると、所得税の確定申告書を提出した方は2143万4千人（前年比0.4%減）で、そのうち申告納税額があったのは621万8千人（同2.1%増）、還付申告は1240万3千人（同1.4%減）でした。

昨年は、経済対策や金融緩和などにより株式相場が上昇したことから、株式等の譲渡所得を申告した109万8千人（同11.6%増）のうち、所得金額があった方は66万1千人（同189.1%増）、その所得金額は4兆8357億円（同238.0%増）となり、大幅に増加しています。

なお、確定申告の義務がない方の還付申告は、5年間行うことができます（25年分は30年末まで）。

◆贈与税の申告状況

贈与税の申告書を提出した方は49万1千人（前年比12.6%増）で、そのうち暦年課税（110万円の基礎控除）を適用したのは43万9千人（同

12.4%増）、相続時精算課税は5万2千人（同13.6%増）でした。

また、住宅取得等資金の非課税制度については、7万5千人（同18.5%増）が適用し、5767億円（同1.1%増）が非課税となっています。なお、26年中は一般住宅500万、省エネ・耐震住宅1000万円（震災被災者は異なる）まで、住宅取得資金の贈与が非課税となります（同制度は26年までの措置となっていますが延長される可能性があります）。

来年から相続税の基礎控除引下げなどが始まりますので、贈与税の基礎控除や非課税制度を活用した生前贈与が有効な対策となります。

外国人労働者を雇用する際は

今月は「外国人労働者問題啓発月間」として、ルールを守った適正な雇用の啓発が行われます。

外国の方は、入管法で定められている在留資格の範囲内での活動が認められているため、雇用する場合には、就労することが認められる在留資格であるか等を在留カードやパスポートで必ず確認します。また、外国人労働者の雇用および離職の際には、ハローワークに外国人雇用状況の届出を行うことが、全て事業主に義務付けられていますので、注意しましょう（報告を怠ったり、虚偽の届出を行った場合は、罰金の対象となります）。

なお、社会保険や労働保険は原則として、日本人と同様に適用されます。

6月のチェックポイント

- * 労働保険の年度更新手続きの受付が6月2日から始まります。健保・厚年の「算定基礎届」の提出事務と併せて早めに準備をしておきます。なお、提出期限はともに7月10日（木）です。
- * 6月支給の給与から、新年度の個人住民税の特別徴収が始まるので、賃金台帳に徴収額を記入。
- * 賞与を支給した企業は「賞与支払届」を作成して5日以内に所轄の年金事務所に提出します。
- * 賞与・中元商戦・納期の特例分の源泉所得税など資金需要が増えるので資金繰りに注意します。